

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	生活支援課

契約業者名・住所	株式会社トヨタレンタリース新千葉 千葉県千葉市中央区登戸 2 丁目 2 番 7 号
工事等の名称	軽貨物自動車賃貸借契約(長期継続契約)(再リース)
工事等の場所	松戸市の指定する場所
種 別	軽貨物自動車賃貸借
工事等期間	令和 8 年 6 月 1 日から令和 1 0 年 5 月 3 1 日まで
契約金額	1 5, 8 4 0 円 (月額)
工事等の概要	生活支援課で使用する車両の賃貸借契約
随意契約の理由	当該軽貨物自動車は、導入後 5 年が経過するものの車両状態は良好であるため安全性も確保でき、また、環境面の著しい改善がないため、新規リース契約より経費削減の観点からも有効と見込まれます。 以上のことから、引き続き同車両を使用するため現契約相手である株式会社トヨタレンタリース新千葉を契約相手方として選定します。